

本物の出会い 栃木パスポート事業 参加施設応募要件

【応募要件】

以下の1～5のいずれにも該当しないこと。

また宿泊施設は、1～5に該当しないことに加えて、6～7も満たすこと。

- 1 代表者または役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号（暴力団）、第3号（指定暴力団）、第4号（指定暴力団連合）及び第6号（暴力団員）に該当する場合
- 2 代表者または役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
- 3 代表者または役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- 4 代表者または役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- 5 代表者または役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合

<宿泊施設は6～7も満たすこと>

- 6 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
- 7 「旅館業法」（昭和23年7月12日法律第138号）の第3条第1項に規定される許可を受けていること。